

財務諸表に対する注記（法人全体用）

(1) 継続事業の前提に関する注記

該当なし

(2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針

資産の評価基準及び評価方法：該当なし

固定資産の減価償却方法

- ・機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品：定額法
- ・リース資産：該当なし

引当金の計上基準

- ・退職給与引当金：職員の退職給付に備えるため、「退職給付引当金（県社協）」については契約者掛金累計額により計算した退職給付引当金を、「退職給付引当金（全社協）」については期末退職金要支給額を計上している。

消費税等の会計処理

- ・消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。

(3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

該当なし

(4) 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、福島県社会福祉協議会の退職共済制度及び全国社会福祉団体職員退職手当積立基金によっている。

(5) 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- ①法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- ②事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
- ③社会福祉事業における拠点区分内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- ④公益事業における拠点区分内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- ⑤各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ・地域福祉活動推進事業拠点区分（社会福祉事業）
「法人運営事業」「地域福祉活動推進事業」「福祉バス運行事業」「ゆうゆう人材センター事業」「共同募金配分事業」「心配ごと相談事業」「生活支援体制整備事業」「いきいき生活倶楽部事業」「配食サービス事業」「外出支援サービス事業」
 - ・福祉サービス利用援助事業拠点区分（社会福祉事業）
「福祉サービス利用援助事業」
当法人では、福祉サービス利用援助事業を実施していないため作成していない。
 - ・資金貸付事業拠点区分（社会福祉事業）
「生活福祉資金貸付事業」「愛の金庫貸付事業」
 - ・ホームヘルプサービス事業拠点区分（社会福祉事業）
「訪問介護事業」「訪問入浴介護事業」「居宅介護事業」

- ・老人福祉センター管理事業拠点区分（公益事業）
「老人福祉センター管理事業」
- ・介護予防・生活支援サービス事業拠点区分（公益事業）
「訪問型サービス事業」

(6) 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000

(7) 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による、基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額

該当なし

(8) 担保に供している資産

該当なし

(9) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
機械及び装置	489,328	375,153	114,175
車両運搬具	14,043,311	10,954,097	3,089,214
器具及び備品	1,475,667	1,053,240	422,427
合計	16,008,306	12,382,490	3,625,816

(10) 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
短期貸付	345,000	0	345,000

(11) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

(12) 関連当事者との取引の内容

該当なし

(13) 重要な偶発債務

該当なし

(14) 重要な後発事象

該当なし

(15) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項